

議案第37号

大阪市建築物の環境配慮に関する条例等の一部を改正する条例案

(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例（平成24年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 [(1)・(2) 略] (3) 住宅部分 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分</u> をいう。 (4) 非住宅部分 <u>省令第1条第1項第1号</u> に規定する非住宅部分をいう。 (5) 特定環境配慮建築物 床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下同じ。）（増築又は改築を行う場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第7号及び <u>第6条</u>	(定義) 第2条 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) 住宅部分 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する住宅部分</u> をいう。 (4) 非住宅部分 <u>建築物省エネ法第11条第1項</u> に規定する非住宅部分をいう。 (5) 特定環境配慮建築物 床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下同じ。）（増築又は改築を行う場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第7号及び <u>第6条</u>

の2第1項において同じ。)の合計が2,000平方メートル以上の建築物のうち市規則で定めるものをいう。

[(6)~(10) 略]

(特定建築主の環境配慮義務)

第6条の2 特定環境配慮建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第20条第1号に掲げる建築物を除く。以下この条において同じ。)に係る非住宅部分の新築等をしようとする者は、当該非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条に規定する床面積に限る。)の合計が、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物の部分の面積を除いて2,000平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を省令第10条第1号に定める基準(同号ロに定める基準を除く。)に適合させなければならない。

[削る]

の2第1項から第4項までにおいて同じ。)の合計が2,000平方メートル以上の建築物のうち市規則で定めるものをいう。

[(6)~(10) 同左]

(特定建築主の環境配慮義務)

第6条の2 特定環境配慮建築物(建築物省エネ法第18条第1号に掲げる建築物を除く。以下この条において同じ。)に係る非住宅部分の新築等(住宅部分の新築等と併せてする非住宅部分の新築等を除く。)をしようとする者は、当該非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積に限る。以下この条において同じ。)の合計が2,000平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合させなければならない。

(1) 当該非住宅部分の新築等をしようとする者が建築物省エネ法第11条第1項の規定の適用を受けるもの以外のものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準

ア 当該非住宅部分の床面積の合計が、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場

	その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）の用途に供する建築物の部分の面積を除いて2,000平方メートル以上であるとき 次に掲げる基準 (7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号に定める基準 (イ) 省令第10条第1号（同号ロに定める基準を除く。）に定める基準 イ アに掲げるとき以外るとき ア(7)に掲げる基準
[削る]	<u>(2)</u> 前号に掲げる場合以外の場合であつて、当該非住宅部分の床面積の合計が、工場等の用途に供する建築物の部分の面積を除いて2,000平方メートル以上であるとき 同号ア(イ)に掲げる基準
[削る]	<u>2</u> 特定環境配慮建築物に係る住宅部分の新築等（非住宅部分の新築等と併せてする住宅部分の新築等を除く。）をしようとする者は、建築基準法施行令第2条第1項第6号により算定された当該特定環境配慮建築物の高さが当該新築等の後において60メートルを超え、かつ、当該住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上である場合には、当該住宅部分を省令第1条第1項第2号に定める基準に適合させなければならない。
[削る]	<u>3</u> 特定環境配慮建築物の新築等（非住宅部

分の新築等と住宅部分の新築等とを併せてする新築等に限る。以下この項及び次項において同じ。)をしようとする者は、当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合させなければならない。

(1) 当該非住宅部分の新築等をしようとする者が建築物省エネ法第11条第1項の規定の適用を受けるもの以外のものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準

ア 当該非住宅部分の床面積の合計が、工場等の用途に供する建築物の部分の面積を除いて2,000平方メートル以上であるとき 次に掲げる基準

(7) 省令第1条第1項第3号(住宅部分に係る部分を除く。)に定める基準

(4) 省令第10条第1号(同号ロに定める基準を除く。)に定める基準

イ アに掲げるとき以外のとき ア(7)に掲げる基準

(2) 前号に掲げる場合以外の場合であつて、当該非住宅部分の床面積の合計が、工場等の用途に供する建築物の部分の面積を除いて2,000平方メートル以上であるとき 同号ア(4)に掲げる基準

4 前項に定めるもののほか、特定環境配慮建築物の新築等をしようとする者は、建築基準法施行令第2条第1項第6号により算

[削る]

	定された当該特定環境配慮建築物の高さが当該新築等の後において60メートルを超え、かつ、当該住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上である場合には、当該住宅部分を省令第1条第1項第3号（非住宅部分に係る部分を除く。）に定める基準に適合させなければならない。
[削る]	<u>5</u> 建築物省エネ法第23条第1項の認定を受けた特定環境配慮建築物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合するものとみなす。 (1) 非住宅部分の新築等（住宅部分の新築等と併せてする非住宅部分の新築等を除く。）をしようとする場合 第1項第1号ア(7)に掲げる基準 (2) 住宅部分の新築等（非住宅部分の新築等と併せてする住宅部分の新築等を除く。）をしようとする場合 第2項に定める基準 (3) 非住宅部分の新築等と住宅部分の新築等とを併せてする新築等をしようとする場合 第3項第1号ア(7)に掲げる基準及び前項に定める基準
<u>2</u> [略] (建築物環境計画書等の作成等) 第7条 特定建築主は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、当該特定環境配慮建築物の新築等の工事に着手する日前の市規則で定める日ま	<u>6</u> [同左] (建築物環境計画書等の作成等) 第7条 [同左]

でに、市長に届け出なければならない。 [(1)～(7) 略] (8) <u>前条第2項</u>の規定による検討の結果 [(9)・(10) 略] [2～5 略]	[(1)～(7) 同左] (8) <u>前条第6項</u>の規定による検討の結果 [(9)・(10) 同左] [2～5 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1・2 略] 3 前項に規定する新築等については、第1条の規定による改正前の条例第6条の2第1項の規定は、なお効力を有する。この場合において、同項中「特定建築物で住宅以外」とあるのは「特定環境配慮建築物（大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第17号）第1条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第2条第5号に規定する特定環境配慮建築物をいう。以下同じ。）で住宅以外」と、「特定建築物で住宅の」とあるのは「特定環境配慮建築物で住宅の」と、「について、」とあるのは「について、<u>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第2条の規定による改正</u>	附 則 [1・2 同左] 3 前項に規定する新築等については、第1条の規定による改正前の条例第6条の2第1項の規定は、なお効力を有する。この場合において、同項中「特定建築物で住宅以外」とあるのは「特定環境配慮建築物（大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第17号）第1条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第2条第5号に規定する特定環境配慮建築物をいう。以下同じ。）で住宅以外」と、「特定建築物で住宅の」とあるのは「特定環境配慮建築物で住宅の」と、「について、」とあるのは「について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）附則第6条の規定による改正前の</u>」と、「事項」

<u>前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）附則第6条の規定による改正前の」と、「事項」とあるのは「事項（当該特定環境配慮建築物が建築物省エネ法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させなければならない特定環境配慮建築物である場合には、当該特定環境配慮建築物のうち住宅の用途に供する部分にあつては省エネルギー法第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項とし、当該特定環境配慮建築物のうち住宅以外の用途に供する部分にあつては同項に規定する判断の基準となるべき事項のうち建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に係る事項とする。）」とする。 [4～6 略]	とあるのは「事項（当該特定環境配慮建築物が建築物省エネ法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させなければならない特定環境配慮建築物である場合には、当該特定環境配慮建築物のうち住宅の用途に供する部分にあつては省エネルギー法第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項とし、当該特定環境配慮建築物のうち住宅以外の用途に供する部分にあつては同項に規定する判断の基準となるべき事項のうち建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に係る事項とする。）」とする。 [4～6 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の2の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する特定環境配慮建築物（改正後の条例第2条第5号に規定する特定環境配慮建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）について適用し、同日前にその工事に着手した特定環境配慮建築物の新築等については、なお従前の例による。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、特定建築主の環境配慮義務の内容を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。